

審議会等の会議報告（案）

1 会議名	第24回津市空家等対策委員会
2 開催日時	令和8年7月28日（火） 10時10分から11時45分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎4階 庁議室 (津市西丸之内23番1号)
4 出席した者の氏名	(津市空家等対策委員会委員) 豊福裕二、井手剛、高尾ゆう子、橋本尚美、野田秀敏、 南孝裕、山本覚康、荒木善行、横田明人、前田健、 木村恵美子、木下誠 (事務局) 都市政策課長 北川 圭太郎 建築指導課空家等対策担当副参事 橋本勝人 建築指導課空家等対策担当主幹 蟻戸孝明 都市政策課都市計画・景観担当主幹 紀平篤史 都市政策課都市計画・景観担当副主幹 元坂隆之 都市政策課都市計画・景観担当主査 野々垣諭 都市政策課都市計画・景観担当主事 野村聡志
5 内容	第24回津市空家等対策委員会 (1) 委員長及び副委員長の選出について (2) 津市空家等対策計画について (3) 第2期津市空家等対策計画の評価について (4) 空家等対策に関するアンケート結果について

	(5) 次期津市空家等対策計画について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0 人
8 担当	都市計画部都市政策課都市計画・景観担当 電話番号 059-229-3178 E-mail 229-3177@city.tsu.lg.jp

会議の内容 以下のとおり

事務局
事務局
事務局
事務局

【開会】

【あいさつ】

【各委員紹介】

それでは、津市空家等対策委員会について、ご説明させていただきますので、お配りしております、「津市空家等対策委員会設置要綱」をご覧ください。

当委員会は、第1条のとおり、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項に定める空家等対策計画の作成や実施等に関し、広く意見等を求め、本市における空家等に関する対策の円滑な実施を図るため設置されるものです。

当委員会の所掌事項は、第2条のとおり、第1号として「空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。」、第2号として「その他空家等対策の推進に関すること」となっています。

委員の任期については、第4条のとおり2年です。

この後、選出していただきますが、委員会には第5条のとおり、委員長と副委員長を置き、委員長が議長となって、議事を進行いただきます。

また、第6条第2項のとおり、委員会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができません。

本日の会議につきましては、委員13名中12名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、津市空家等対策委員会設置要綱の規定により過半数の出席と認め、会議は成立しております。

次に第8条、委員会の庶務については都市計画部都市政策課が担当させていただきます。

なお、委員会の委員長が選出されるまでの間、会議の進行は、私が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、会議の公開でございますが、津市情報公開条例第23条の規定に基づく不開示情報は含まれておりませんので、公開とし、傍聴を認めるとともに、議事録も公開いたします。

本日の傍聴希望者はいらっしゃいません。

それでは、事項書の1の「委員長及び副委員長の選出について」に移らせていただきます。

津市空家等対策委員会設置要綱の第5条第1項に、「委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める」と規定しております。

よろしければ、事務局案をお示しさせていただきますが、いかがでしょうか。

委員

異議なし

事務局

ご異議が無いようでございますので、委員長につきましては、三重大学人文学部教授の豊福裕二委員に、また、副委員長につきましては、津地方法務局不動産登記部門統括登記官の井出剛委員にお願いいたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

委員

異議なし

事務局	ご異議が無いようですので、委員長は豊福委員に、副委員長は井出委員にお願いしたいと思います。
	豊福委員におかれましては委員長席へ、井出委員におかれましては副委員長席へご移動をお願いいたします。
	それでは、委員長、副委員長からご挨拶をいただきたいと思います。
豊福委員長	皆様のご賛同をいただきましたので、委員長職を務めさせていただきます。どうぞお願いします。
井手副委員長	副委員長選任にご賛同をいただきましたので、副委員長職を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございます。
	それでは、津市空家等対策委員会設置要綱第6条第1項の規定に基づき、委員長が議長となりますので、この後の委員会の進行をお願いいたします。
事務局	ありがとうございます。
	それでは、津市空家等対策委員会設置要綱第6条第1項の規定に基づき、委員長が議長となりますので、この後の委員会の進行をお願いいたします。
事務局	ありがとうございます。
事務局	ありがとうございます。
事務局	ありがとうございます。
事務局	ありがとうございます。
事務局	ありがとうございます。
事務局	ありがとうございます。
事務局	ありがとうございます。
事務局	ありがとうございます。
事務局	ありがとうございます。
事務局	ありがとうございます。
事務局	ありがとうございます。
事務局	ありがとうございます。
事務局	ありがとうございます。
事務局	ありがとうございます。
事務局	ありがとうございます。
事務局	ありがとうございます。
事務局	ありがとうございます。
事務局	ありがとうございます。
事務局	ありがとうございます。

また、それまで過疎対策という観点で平成21年から実施してきた、美杉地域のみを対象とした津市空き家情報バンクの対象地域を、津市全域へ拡大し、空き家の利活用についても、都市政策課を中心に取り組む体制を構築し、平成30年1月から市ホームページにて空き家情報バンクサイトの運用を開始しました。

令和3年10月には更なる空き家情報バンクの利便向上のため、空き家情報バンクサイトをリニューアルして、オンライン利用登録機能、360度画像を見ることができるパノラマ内見機能、検索機能の追加を行うなど、改善に向けた取り組みを行っています。

現在は、令和4年3月に策定・公表した第2期空家等対策計画において、空き家対策に取り組んでいるところでございます。

最近では、令和5年6月に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正されたため、新たな空家等の区分けである管理不全空家等が追加されるなどの改正が行われました。

3ページをお願いします。

津市空家等対策計画の概要についてですが、この計画は、空家等対策に関する津市の基本姿勢を明示することで、その全体像を市民が容易に把握できるようにするとともに、国の補助制度の活用も含め、津市における空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため策定しました。

また、計画期間は、住宅・土地統計調査が5年ごとに実施されることを踏まえ、令和4年度から令和8年度までの5年間としております。

4ページをお願いします。

計画の対象地域については、空き家外観調査において、市内全域に空き家が存在することが判明したことから、市内全域としました。

また、対象とする空家等の種類については、空き家特措法においては「概ね年間を通して使用実態のない建築物を「空家等」と定義していますが、実務上は空き家となってから間もない空き家に対しての相談もあることから、期間を問わず使用実態のない建築物を対象としております。

5ページをお願いします。

現行の第2期津市空家等対策計画についてご説明させていただきます。

この計画は、3つの方針を柱とした計画となっています。

まず、1つ目の方針「空家等の発生の抑制と適正管理の促進」については、所有者、家族、地域への周知・啓発、老人福祉施設等と連携した周知・啓発、市外転出者に対する周知・啓発を主な施策として取り組んでいます。

また、2つ目の方針「空家等の利活用の促進」については、空き家情報バンクの利用促進及び周知・啓発、空家等の利活用に係る支援及び周知・啓発、空家等に関する相談体制の充実及び周知・啓発、社会経済情勢を踏まえた空家等の利活用に向けた柔軟な展開を主な施策として取り組んでいます。

そして、3つ目の方針「管理不全な空家等の解消の促進」については、危険な空家等の改善に係る情報提供及び法に基づく措置、空家等の解体に関する支援の周知を主な施策として取り組んでいます。

以上が現津市空家等対策計画の概要です。

なお、現計画につきましては、今年度で計画期間が満了するため、令和9年度から5年間の新たな計画を策定する必要があります

6ページをお願いします。

それでは、令和9年度からの次期計画である第3期空家等対策計画にか

かる策定スケジュールについてご説明させていただきます。

現行計画を継承し、切れ目のなく支援するため、令和9年3月の公表を目指し、今年度1年間を策定期間として取り組んでいます。

次期計画を策定するために、今回の第24回委員会にて、現計画期間内に取り組んできた各施策について、取組実績及びその評価をお示しさせていただき、ご審査していただくとともに、昨年度末実施した「空家等対策にかかるアンケート」について、空家の現状を把握していただくためにそのアンケート結果をご報告させていただきます。

また、本日委員会でお示しする現計画期間内の取組結果、アンケート結果以外に現状を整理した統計データを元に、次期計画の案となる骨子案を作成し、第25回委員会にて骨子案をご提示させていただき、第26回委員会にて、骨子案を元に事務局にて作成した素案の報告をさせていただき、第27回委員会にて事務局で作成した最終案をお示しさせていただくスケジュールとなっております。

以上で津市空家等対策計画についての説明を終わります。

豊福委員長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありましたことについて、ご質問がございましたらご発言願います。

横田委員

空家等対策という名称になっているのですが、空家等と等がついているということは、対象が他にもあるのでしょうか。例えば、空き地も対象になっているとか、そのへんを教えていただければと思います。

事務局

ご質問ありがとうございます。

空家等となっていますのは、敷地内に対して建物のみではなく、例えば、塀とか門とかそういうものも含めて一体のものとして扱っておりますので、空家等という形になっております。

豊福委員長

はい。よろしいですか。

他いかがでしょうか。

山本委員

すみません。5ページの空家等の発生の抑制と適正管理の促進というところで教えていただきたいんですけども、2つ目の老人福祉施設等と連携した周知啓発をされていますけれど、これに対しての効果とか、結果とかっていうのは結構出るものなのでしょうか。

この老人福祉施設等に対しての働きかけについては。

環境保全課
(前田委員)

環境保全課前田と申します。

老人福祉施設の方にパンフレットやチラシを持って配っていますが、実際に老人福祉施設から空き家がなくなったというような情報は出ておりませんので、大きな目で見れば変わってるんじゃないかとは考えておりますが、啓発をした結果というのは、ちょっと現時点わかっていない状態でございます。

山本委員

すみません、ちょっと理解不足なんですけど、入所されてる方に対して、パンフレットを配り、その方がご家族に渡されるっていうような形でいいのでしょうか。どういう形で誰に対してどう働きかけてるのでしょうか。

環境保全課
(前田委員)

入所者の方にお渡ししてもらう形で施設の方にチラシをお渡ししていますので、施設の方からそのご家族さんにもチラシなどを渡していただいているかどうかというのはわかりません。

山本委員

わかりました。ありがとうございます。

豊福委員長

はい。他いかがでしょうか。

具体的な政策の評価については、この後の事項になっておりますので、関連する質問については、その時していただければと思いますが、他に計画の概要についてのご質問はよろしいでしょうか。

はい。では、大体ご質問も出そろったかと思しますので、次の事項の「3 第2期空家対策計画の評価について」事務局の方から説明をお願いします。

事務局

はい。それでは、資料の7ページをお願いします。

現行の第2期津市空家等対策計画において、3つの方針を踏まえ、空家対策として、27個の具体的な施策に取り組んできました。

この5年間で取り組んできた各施策に対する取組実績及び評価について、各課にてご説明させていただきます。

8ページをお願いします。

まず、評価基準といたしまして、Aの評価としては、当該施策を継続して実施したもののうち、新たな取組を予定していた施策について、新たな取組を実施した場合、及び新たな取組を予定していなかった施策の場合。

次にBの評価としては、当該施策を継続して実施したものの、新たな取組を予定していた施策について、新たな取組を行わなかった場合、及び、当該施策を縮小した場合。

次にCの評価としては、当該施策を中止した場合として評価しました。

9ページをお願いします。

報告内容といたしましては、令和4年度からの各施策に対する取組実績及びその評価をお示しさせて頂いています。

また、取組実績内の赤文字については、新たな取組内容となっています。

では、「空家等の発生抑制と適正管理の促進」について実績及び評価を報告させていただきます。環境保全課からお願いします。

環境保全課
(前田委員)

空家等の発生抑制と適正管理の促進につきまして、取組実績及び評価を環境保全課から報告させていただきます。

所有者、家族、地域への周知・啓発としましては、市ホームページ、広報津及び環境だよりなどで空家等の発生抑制と適正管理に関する啓発を行いました。

また、固定資産税の納税通知書を送付する際に空家の適正管理の啓発チラシを同封し、所有者の方に管理を促しました。

広報津と環境だよりにつきましては、令和6年度以降広報津は月1回発行となり、環境だよりは無くなっています。令和5年10月から空き家パンフレットを作成し、おくやみ窓口や老人福祉施設などへ配布し、空き家の適正管理や空き家に関する補助金などの啓発を行っています。

郵便局による空き家の見守りサービスをパンフレットやホームページ

等に掲載し、啓発を行っています。また、遠方でも空き家の管理をふるさと納税で行えるようにいたしました。

よって、新たな取組を予定していた施策について、新たな取組の展開を行ったのでAの評価をいたしました。

空き家情報バンクの関係につきましては、後ほど都市政策課から説明させていただきます。

10ページをお願いします。

関係団体等と連携した相談対応及び周知・啓発につきましては、令和元年5月に津市と協定を結んでおります空き家ネットワークみえと連携し、空き家無料相談会を年1回開催しております。

令和7年度からはより多くの方に利用していただけるよう年2回開催しております。

よって、新たな取組を予定していなかった施策について、取組内容の充実を行ったのでAの評価をいたしました。

11ページをお願いします。

固定資産税の納税通知書や市からの配布物を通じた周知・啓発としては、固定資産税の納税通知書に適正管理や空き家バンクの啓發文書を同封していますし、所有者が亡くなられた際にお送りする案内通知にも空き家の発生抑制や適正管理に関するチラシを同封して送付しています。令和5年8月よりおくやみ窓口を設置し、届け出をされた方で空き家を所有される方にパンフレットを配布し、啓発を行っています。

今年度から介護保険の認定者に向けた空き家の啓発チラシを認定通知書へ同封して、啓発を行っています。

よって、新たな取組を予定していた施策について、新たな取組の展開を行ったのでAの評価をいたしました。

12ページをお願いします。

老人福祉施設等に空き家に関するチラシの配布を行い、啓発に御協力いただいています。また、令和5年度からは多くの情報が掲載されている空き家パンフレットに切り替え、啓発を行っています。令和7年度は老人福祉施設の会議において、津市の空き家対策についての現状や空き家バンクの利活用・危険な空き家などについての対応状況などの説明を行いました。入居者向けにチラシと窓口等に置いていただくような空き家パンフレットを配布し、入居者への周知をお願いしてきました。

よって、新たな取組を予定しなかった施策について、現施策の運用を継続したのでAの評価をいたしました。

市外転出者に対する空家等の適正な管理に係る周知・啓発につきましては、平成29年度から移動時期である3月頃に広報津で転出者向けの空家等の適正管理に関する記事を継続して掲載しています。また、市外転出者は市民課窓口で住所変更の手続きを行う際の配布物に空き家の適正管理に関する内容を記載し啓発を行っています。

また、新たな取組を予定していた施策について、現施策の運用を継続したが、新たな取組の展開を行わなかったためBの評価をいたしました。

13ページをお願いします。

空家等の利活用の促進における取組実績及び評価を都市政策課から報告させていただきます。

平成29年7月より空き家情報バンクの市域全域へ拡大し、運用を開始

事務局

しました。

登録物件数は令和4年度から令和7年度までで累計122件登録され、成約件数は令和4年度から令和7年度までで累計100件となっております。

また、空き家情報バンクの掲載物件を動画共有サイトにて限定公開するデジタル空き家見学会を実施しました。

なお、新しい取組といたしまして、空き家情報バンクサイトのUIデザインを刷新して、掲載物件の掲載画像の増加や検索一覧の見やすさが向上いたしました。

よって、新たな取組を予定していた施策について、新たな取組の展開を行ったのでAの評価をいたしました。

14ページをお願いします。

空家等の利活用に係る支援及び周知・啓発としまして、「全国版空き家バンク」及び三重県の「美し国みえ 移住ポータルサイト」に空き家バンクの登録物件を掲載しました。

また、新たな取組を予定していた施策について、現施策の運用を継続したが、新たな取組の展開を行わなかったためBの評価をいたしました。

そして、広報津及び環境だよりに空き家情報バンクに関する啓発、津市ホームページやパンフレットを作成し、情報提供を行いました。

また、新しい取組といたしましては、津市公式LINEや移住サイトにて情報発信を行いました。

よって、新たな取組を予定していた施策について、新たな取組の展開を行ったのでAの評価をいたしました。

15ページをお願いします。

空家見学会や地域住民との懇談会等における情報提供といたしましては、アンケート調査にて好評であったデジタル空き家見学会を行い、年に1度、期間限定で利用登録者向けに開催いたしました。

また、新しい取組といたしましては、令和6年度に自治会連合会役員会の研修会において、空き家対策に関する啓発を行いました。なお、今年度も予定しています。

よって、新たな取組を予定していた施策について、新たな取組の展開を行ったのでAの評価をいたしました。

美杉総合支所
地域振興課
(木下委員)

休日相談窓口の実績については、6年度16回24組、7年度8回46組で、空き家物件購入者への補助事業の説明を行うほか、移住者交流会で美杉地域に移住された方のフォローアップを行っています。美杉だよりの掲載については、空き家バンクの利用促進について年1回、移住者懇談会の参加者募集について年1回掲載をしています。

そして、新たな取組を予定していた施策について、新たな取組の展開を行ったのでAの評価をいたしました。

事務局

16ページをお願いします。

空き家の利活用に関する支援補助制度につきましては、令和4年度より、津市空き家有効活用推進事業補助金として運用し、リノベーションと家財道具処分に対して補助を行ってきました。

令和7年度までの補助実績としては、家財道具処分補助金の交付を4件、リノベーション補助金の交付を6件決定しました。

	また、子育て世帯移住促進空き家活用助成事業については、市外から移住される子育て世帯向けに、耐震基準を満たす空き家を購入した場合に最大150万円を補助する制度として令和7年度から運用開始し、補助金の交付を1件決定しました。 よって、新たな取組を予定していた施策について、新たな取組の展開を行ったのでAの評価をいたしました。
美杉総合支所 地域振興課 (木下委員)	美杉総合支所では、水回り部分の改修費補助が平成23年度から、リノベーション補助、こちらは水回り以外の部分のものになりますが、平成27年度から補助を行っています。 令和7年度は、水回り2件、水回り以外2件の補助金の交付を行いました。 新たな取組を予定していた施策について、現施策の運用を継続したが、新たな取組の展開を行わなかったためBの評価をいたしました。
商業振興労政課 (木村委員)	17ページをお願いします。 空き家の利活用に関する補助制度の実績について、商業振興労政課から説明させていただきます。 当課におきましては、空き店舗等の解消を目的に取り組んでおり、商業振興団体の新店舗誘致活動の促進を図るため、令和4年4月から商店街等新店舗誘致奨励金の運用を開始しています。 これまで、市内の対象となる商業振興団体へ説明に伺うなど、本制度を広く周知したところ、令和6年度及び令和7年度にそれぞれ1件の実績がありました。今後も、商業振興団体へのさらなる周知に努めるとともに、商店街関係者の方の意見も聞き取りながら、積極的に活用していただけるよう取り組んでまいります。 よって、新たな取組を予定していた施策について、新たな取組の展開を行ったのでAの評価をいたしました。
事務局	18ページをお願いします。 続きまして、木造住宅の耐震診断・耐震補強等の支援に関する取組実績について建築指導課から報告させていただきます。 当該支援に係る要件としましては、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた、3階建て以下の木造住宅を対象としており、耐震補強の流れとしましては、まず、耐震診断を実施し、その結果、評点が0.7未満となった場合、1.0になるよう補強計画を実施し、次に、補強計画を反映した耐震補強工事を行います。 それぞれの支援内容につきましては、耐震診断については無料、耐震補強計画事業補助金については最高18万円、但し精密診断法は34万円、耐震補強事業補助金については最高15万7千500円、リホーム同時施工は17万7千500円となっております。 次に、木造除却補助につきましては、耐震診断結果が0.7未満もしくは容易な耐震診断調査により倒壊の危険性があると判断された場合、除却工事費の23%で最高40万円の補助を行っております。 それぞれの申請実績は表の通りとなっております。 当該施策の主な拡充内容につきましては、令和6年度に補強計画補助金の補助率の拡充が3分の2から全額に、及び精密診断時の増額が18万円

事務局

から34万円に、補強事業補助金の増額が100万円から150万円に。
これらを行い、令和7年度には補強事業補助金の増額、150万円から157万5千円に引き上げました。

除却事業基準に容易な耐震診断調査を加え、また、令和8年度には、除却事業補助金の上限額を30万円から40万円への増額を行っており、より自己負担の軽減を図っております。

よって、新たな取組を予定していた施策について、取組内容の充実を行ったのでAの評価をいたしました。

19ページをお願いします。

空家等の利活用に係る支援及び周知・啓発につきましては、広報津及び環境だよりにて空き家情報バンクに関する啓発を行い、津市ホームページや支援制度のパンフレットを作成し、情報提供を行いました。

新しい取組といたしましては、津市公式 LINE による配信を開始し、新着物件が公開される際に、UIJターン・移住・定住で配信設定された方に配信を行い周知とともに興味のある空き家を探しやすいものとしています。

美杉総合支所
地域振興課
(木下委員)

美杉総合支所では、令和7年度からは休日相談窓口について、東京のふるさと回帰支援センターと共同でリモート相談を行いました。

よって、新たな取組を予定していた施策について、新たな取組の展開を行ったのでAの評価をいたしました。

環境保全課
(前田委員)

20ページをお願いします。

空家等に関する相談体制の充実及び周知啓発といたしまして、令和元年に、三重県内の専門家団体により空き家に関してサポートする空き家ネットワークみえと協定を締結し、市での対応が難しい案件などを空き家に関する専門的な団体等と連携した相談対応を行って、空き家所有者の方などの相談に可能な限りワンストップで対応できるよう取り組んでいます。

よって、新たな取組を予定しなかった施策について、現施策の運用を継続したのでAの評価をいたしました。

美杉総合支所
地域振興課
(木下委員)

美杉総合支所でございます。

事前にお配りさせていただきましたパワーポイント資料からちょっと数字と一部内容を変更させていただいたところがございます、申し訳ございません。

今、スクリーンでご覧いただいております資料が正しい数字となっておりますので、こちらの資料をご覧いただければと思います。

美杉総合支所では、移住交流促進事業といたしまして月1回程度、休日相談窓口を開設し、令和7年度からは、希望者に対しまして、リモートでの相談を行い、空き家物件だけでなく、移住後の生活や補助事業などの内容につきましての相談の対応を行い、移住に向けて支援に取り組んでいます。

移住者交流会では、移住後の問題などを共有し、移住者のフォローアップを行いました。

新たな取り組みを予定しておりました施策について、新たな取り組みの展開を行いましたので、Aの評価をいたしました。

環境保全課
(前田委員)

21ページをお願いします。

ホームページや広報津などで相談窓口の周知・啓発も行っており、QRコードなどからホームページを閲覧できるようにして啓発を行っています。

新たな取組を予定していた施策について、新たな取組の展開を行ったのでAの評価をいたしました。

事務局

22ページをお願いします。

昨今の社会情勢を踏まえ、人口減少社会における子育て世帯への支援及び空き家対策として、子育て世帯移住促進空き家活用助成事業を創設いたしました。

市外から移住される子育て世帯向けに、耐震基準を満たす空き家を購入した場合に最大150万円を補助する制度として、令和7年度から運用開始いたしました。

よって、新たな取組を予定していた施策について、新たな取組の展開を行ったのでAの評価をいたしました。

事務局

23ページをお願いします。

管理不全な空家等の解消の促進に関する取組実績について建築指導課から報告させていただきます。

管理不全な空家等につきましては、相談等がありました空家に対し、現地確認及び所有者を特定し、所有者に情報提供を行い、改善がされなければ、特定空家等については指導及び勧告を、特定空家以外につきましては再度情報提供を行っております。

相談件数は、令和4年度が69件、令和5年度が77件、令和6年度が65件、令和7年度が54件と、わずかではありますが減少傾向にあります。

新たな取組を予定しなかった施策について、現施策の運用を継続したのでAの評価をいたしました。

次に、法的措置の実績につきましては、令和8年3月末時点の数字となりますが、情報提供264件、指導30件、勧告27件、略式代執行が1件となっており、改善件数は、特定空家等が92件、その他が200件となっております。

また、令和5年の法改正により、そのまま放置すれば特定空家等になるおそれのある空き家等に対し、管理不全空家等に認定し、指導及び勧告ができるようになったため、新たに管理不全空家に認定した空き家に対し、特定空家等になる前段階で、所有者に対して情報提供その他必要な措置を行っております。

新たな取組を予定していた施策について、新たな取組の展開を行ったのでAの評価をいたしました。

24ページをお願いします。

続きまして、空き家等の解体等に関する支援の周知・啓発の取組実績ですが、空き家所有者等に対し、専門的な相談窓口としまして、空き家ネットワークみえを案内しており、総合的な相談ができる体制を継続しております。

また、管理不全な空家等の所有者等には、情報提供送付時等に、空き家を放置した場合のリスクや相談窓口等を記載したパンフレットを配布し

	適切な空家の管理に向けた周知啓発を行っており、特定空家等の所有者には、特定空家等除却補助金の活用も案内し、空き家等の除却を推進しております。 特定空家等除却補助金の実績につきましては、令和４年度１２件、令和５年度１２件、令和６年度７件、令和７年度６件となっております。 よって、それぞれの施策項目において、新たな取組を予定しなかった施策について、現施策の運用を継続したのでＡの評価をいたしました。 ２５ページをお願いします。 危険な空家等の改善率の推移をグラフにあらわしたものです。 第２期津市空家等対策計画スタート時の令和３年度末時点と令和８年３月末時点までの改善率について、これまでの累計での比較となりますが、特定空家等が６２．３％から７３．８％、プラス１１．５％、特定空家等以外が７６．５％から８２．０％、プラス５．５％、全体で７２．２％から７９．５％、プラス７．３％と、それぞれの改善率は上昇しており、これまでの積極的な取り組みにより、一定の成果が得られたものと感じております。 以上で評価の説明を終わります。
豊福委員長	はい。ありがとうございました。 ただいま、事務局から評価についてご説明をいただきましたが、ご質問があればよろしくお願いします。
野田委員	土地家屋調査士の野田でございます。 １７ページの第２期津市空家等対策計画の評価についてですが、過去の委員から商店街等の空き店舗活用に対する支援について質問があった記憶があるのですが、これ令和６年度の新規１件と令和７年度の新規１件は、いずれも大門商店街ですかね。
商業振興労政課（木村委員）	令和６年度、令和７年度もいずれも丸之内商店街です。
野田委員	そうですか。過去の委員の方から質問されてて、印象に残っているのですが、これはなかなか広報やPRは難しいですね。商店街の問題なので。 以上でございます。
豊福委員長	はい。他いかがでしょうか。
山本委員	内容についてお聞きしたいのですが、何度か出てくる取組で、例えば９ページの赤字の一番下に、空き家管理のふるさと納税を行える取り組みを行ったというのがあるのですが、具体的にはどういった感じの取組というか、対応をしているのでしょうか。
環境保全課（前田委員）	ふるさと納税で空き家の管理が行えるものでして、シルバー人材センターに協力していただき、空き家の管理の対応をしてもらいます。 ホームページやパンフレットでの周知もさせて頂いております。
山本委員	ありがとうございます。

豊福委員長

はい。他いかがでしょうか。

高尾委員

私、後見人をしているので、ちょっと思うところがあって、12ページに高齢者施設に協力を依頼してと、書いてありますが、多分、もう入所されているということは、判断能力がないんですよね。

なので、空き家を動かそうと思っても、その認知症になった人の名義のままでは動かせない。さらに、入所したとしても、基本的に居住していた場所は、戻るところがあるとして、処分するには、裁判所の許可が必要とするんですね。裁判所もだいたいが考え方が柔らかくなってきているようで、放っておいたら地域的にまずいでしょうという考えが広まってきてはいるものの、本人の意思能力は必要ですよという考え方で、だから、入所者にどんなに案内をしたとしても、これが動くはずがないと。じゃあどうするのって言われたら、後見人をつけるとか、そこまでの案内をしているのか。そんなことを、この空き家1つのために、皆さんが後見人を使うとは、今実際仕事をしてて思えないので、これは正直意味があるのか、本当にA評価なのかというところを見直していただけたらと思います。

豊福委員長

何かございますか。

環境保全課
(前田委員)

確かに、おっしゃる通りなのかもしれませんが、啓発を継続して行ったというところでは、そのままA評価でいいと考えています。

事務局

追加の説明になりますが、高齢者施設への周知啓発については、今までは施設の方にパンフレットを配布するだけでしたが、今年度から各施設の施設長さんに集まってお話をしていただき説明をさせて頂く場を設けて、それぞれの入所者の方に説明しながらお渡しいただければという形で入所者数分のチラシをお渡しさせていただきます。

また、先ほども説明がありましたように、要介護認定などの際に、今年度から認定証を送付する封筒に環境保全課からの空き家の適正な管理について考えていただくような案内も入れさせていただいておりますので、できる限りのところで対象者の方にお知らせの方はさせていただきます。

よろしくお願いします。

豊福委員長

はい。他よろしいでしょうか。

橋本委員

橋本です。

先ほどの高尾委員のお話と同じことを思ったんですけども、施設に入所されている方にパンフレットを配るっていうのは、私も意味がないと思っています。ご家族の方も、施設に入所してもらっていることで安心して、お家のことはあんまり興味がないというか、気になられていないので、施設にポスターとして、どなたの目にも触れるような形で見ていただけたらいいのかなと思いました。

それから施設に入る前の段階でいつも思うんですけど、ちょっと間違ったらすみませんが、民生委員さんとかが関わったりされると思うんですけど、その方たちにお知らせするのも1つの手なのかなと思いました。

シルバー人材センターのお話が出たんですけども、空き家になると、雑草

とかの掃除もしないといけないと思いますし、それも定期的にやろうとすると、後見人さんの仕事にもなってきますので、シルバー人材センターの方にも何か知ってもらってもいいのかなってというのは思いました。

それからもう1つの周知啓発のことなんですけれども、ペーパーレスのこの時代に、何人の人にチラシを配るかとか、紙ではなくて、市役所の車の横にシールやマグネットで貼るような啓発はできないのかなって思いました。

それからもう1つ、空き家の解体についてなんですけれども、補助金はたくさん出されているのはすごくありがたいと思うんですけれども、高額になると思うので、これはちょっと私の勝手な希望なんですけど、年に何件かという風に解体したい物件がある人を募集して、解体業者さんにまとめて入札をかけていただくことで、何割引とか半額に近い感じでとかで解体ができるとなれば、解体するお家もどんどん増えていくと思うんですね。なので、その辺もお知らせしていたらどうかなっていうのがありました。

補助金もいいんですけど、自分の家は自分で片づけるっていうのが基本だと思うので、そちらの方で進めていかなきゃいけない、空き家になる前に周知していくというのが、ちょっと遅れてるのかなって思います。

よろしくお願いします。

豊福委員長

はい。何かコメントはございますか。

事務局

ご意見ありがとうございます。

まとめてという案は、確かに1つの案かなと思うんですけれども、あくまで行政が手を出せる範囲なのかどうかというのがありますので、今聞いた上で、なかなか難しいのかなと思います。

ただ、確かに、金額を安くできるっていう意味では、方法の1つの例かなとは思いますが、今現状では、意見としてお聞かせいただいて、何か次への展開があるときに、そういうのも片隅に置きながら、業務をさせていただきたいと思います。

補助金自体も、時代に合わせて金額等も考えなければならないのかなということで、今検討もさせていただいておりますので、その辺も含めて、促進と対策を考えていきたいと思います。

ありがとうございます。

豊福委員長

はい。他にございますか。

南委員

私も福祉の部分での経験から、福祉施設の利用者の方からの不動産売買についての相談というのは、思い出してみると、ほとんどが施設長とか理事長の方からいただいていた。現場の担当の方からそういう相談をもらうのではなくて、多分その方の上司に相談がいった、その人が私の知り合いだと、その相談を具体的にもらうというのがほとんどでしたので、それを伝えたくて発言いたしました。

以上です。

豊福委員長

はい。他いかがでしょうか。

山本委員

先ほど高尾委員と橋本委員の方から、うまくまとめていただいたんですが、私もやっぱり当初その違和感を感じていたんですが、やっぱり介護保険施設に

入所されてからとか、介護認定受けられてから、こういったアナウンスをするというのは後手だと思うんですよ。もうどうしようもない状態なのかなと。

金銭的にもそうですし、体力的にもいろんな面で後手なのかなと思います。

一方で、15ページに書かれている自治会連合会役員会における研修会にて空き家対策に関する啓発を行ったというところなんですけど、これは評価できるのかなと思って、というのは、先日、私、空き家ネットワークみえでの空き家無料相談会に相談員として参加いたしまして、その中で相談者の近隣のお家が空き家で、非常に草が茂ってて自分の敷地の方に木の枝とかいろんなものが来るんだけど、人間付き合いもあって、なかなかキツく言えないということをおっしゃってたんですね。

自治会長とかに相談されたらどうですかっていう話もしたんですけど、実はその自治会長の立場に近い方らしくて、なかなか言えないというようなことをお聞きしている中で、やっぱりそういった地域の中の空き家っていうのは地域ぐるみのコミュニティで解決できる部分もあるんじゃないかなっていう印象を持ったので、こういった研修会で、例えば、あの地区に空き家があったらみんなですべてその空き家の持ち主に対して働きかけましょうとか、そういう啓発とか話し合いをしていただくことって大切なのではないかなと思ったので、意見として述べさせていただきました。

豊福委員長

はい。ありがとうございます。
他、いかがでしょうか。

橋本委員

先ほど山本委員のお話でちょっと思いついたんですけど、私の相談のときも、根暗地が空き家になって、根暗地なのでどうしようもなく、道に沿ったお家の方たちも、その空き家をどうにかしたいっていうので、みんなで相談をして、まとめて1つの大きな土地として売って、みんなで移動してはどうかというお話をしたことがありました。

1つの参考で。

豊福委員長

はい。他いかがでしょうか。
よろしいでしょうかね。
それでは、事項書の「4 空き家等対策に関するアンケート結果について」説明をお願いします。

事務局

はい。それでは、26ページをお願いします。
昨年度末に実施した「空家等対策に関するアンケート」についてご報告させていただきます。
アンケート結果につきましては、お手元のアンケート調査結果にまとめさせていただきます。
本アンケートにつきましては、令和8年2月20日から3月19日までの期間に、空き家所有者及び空き家利用希望者に対して実施しました。
まず、空き家所有者につきましては、空家登録台帳に登録のある空き家所有者4,484人のうち、各地域の分布比率及び平成27年に実施した空家外観調査の判定結果及び各地域の空家数の割合から、無作為に抽出した500人に対して実施しました。
また、空き家利用希望者につきましては、空き家利用登録者763人のうち、無作為に抽出した500人に対して実施しました。

空き家所有者アンケートの設問に関しては、現計画で実施した結果を比較、分析し、前回と同様の内容を基本ベースといたしました。

また、空き家所有者へのアンケートに追加した項目としまして、不動産登記法の改正による相続登記の義務化なども考慮し、相続登記の状況について設問を追加したうえで、実施いたしました。

27ページをお願いします。

まず、空き家所有者にかかるアンケート結果について報告させていただきます。

500人のうち231人の方から回答があり、あて所に住所なしとして返送された以外の送付数における回収率が48%となっております。

28ページをお願いします。

アンケート結果について、お手元のアンケート結果のうち、抜粋してご報告させていただきます。

空き家所有者アンケートについて、空き家となる建物の所有者の年齢につきましては、「60～79歳」が54%と最も多く、次いで「80歳以上」が21%となっており、60歳以上の割合が75%と非常に多くなっています。

29ページをお願いします。

所有者の現在の住まいからその建物までの距離については「2km以内」が34%と最も多くなっています。また、「21km～100km」の17%と、「101km以上」の13%をあわせた遠距離の人の割合は30%となっています。

30ページをお願いします。

空き家の築年数については、「45年以上」が59%と最も多くなっています。

31ページをお願いします。

空き家となった理由については、「居住者が亡くなったため」が38%と最も多く、次いで住宅の新築、転勤や子どもの就学、理由は様々ですが、転居をきっかけに空家となったものは合計で34%と多くなっております。

32ページをお願いします。

空き家になってからの期間については「10年以上」経過している割合が59%と最も多く、次いで「10年未満」と「5年未満」がそれぞれ15%を占めています。

33ページをお願いします。

建物の管理者については「自分又は同居している親族」が72%と最も多くなっております。「同居していない親族」と「誰も管理していない」はそれぞれ9%を占めております。

34ページをお願いします。

建物の賃貸又は売却意向については、賃貸・売却を募集中及び考えている割合を合わせると45%を占めております。

35ページをお願いします。

建物の賃貸・売却を考えていない理由については、「家財道具等の置き場所であるため」と回答する人が多くなっております。

36ページをお願いします。

賃貸又は売却する上での懸念については、古い、狭いなど建物の質が低い、リフォームや耐震化の資金が必要ではないかということを懸念する人

が多くなっております。

３７ページをお願いします。

建物の解体意向については、解体を「考えている」が３６％に対して「考えていない」が５５％となっており、解体を考えている人を上回っています。

３８ページをお願いします。

津市空き家情報バンクについて「知らない」と回答したのが５６％となっており、空き家所有者の半数以上がご存知ない状況でした。

３９ページをお願いします。

次に、空き家利用希望者にかかるアンケート結果について報告させていただきます。

５００人のうち１３４人の方から回答があり、あて所に住所なしとして返送された以外の送付数における回収率が３１％となっております。

４０ページをお願いします。

アンケート結果について、お手元のアンケート結果のうち、抜粋してご報告させていただきます。

津市空き家情報バンク利用登録者について、５０代が３２％と最も多く、次いで６０代が２４％となっております。

４１ページをお願いします。

津市空き家情報バンク利用登録者の現在のお住まいについて、市内の方が一番多く、次に愛知県が多くなっております。少数ではありますが、関東、関西方面の方も登録されております。

４２ページをお願いします。

空き家の利用目的は定住が５２％と最も多くなっています。次に別荘で２６％となっています。

４３ページをお願いします。

移住を考え始めたきっかけは「定年後に地方でのんびりしたい」が最も多く２４％、次いで「趣味に興じたい」が２０％となっています。

４４ページをお願いします。

希望する物件について、物件の希望地域は、津地域が２５％と最も多くなっております。次いで久居地域の１４％となっております。

４５ページをお願いします。

空き家の賃貸又は購入を検討する中での懸念について、「リフォームや耐震化などでどのくらい費用がかかるのか分からない」、「地域の雰囲気や近所付き合いなどの様子が分からない」という懸念が多くありました。

４６ページをお願いします。

空き家の賃貸又は購入を検討する中で市へ期待することについて、「津市空き家情報バンクの登録物件を増やしてほしい」が最も多く、次いで「空き家のリフォーム補助等、修繕や改修に対する補助制度を充実してほしい」が多くなっています。

以上となります。

豊福委員長

はい。ありがとうございました。

ただいま、ご説明いただきましたアンケート結果について何かご質問があれば、ご発言をよろしくお願いします。

野田委員

土地家屋調査士の野田でございます。

豊福委員長

事務局

35ページの空家等対策に関するアンケートの結果について、建物の賃貸売却を考えていない理由で、第1番目が、「その建物を物置として使っており他に家財道具等の置き場所がないから」が21%というのは、びっくりしました。

なるほど、そういう理由があるんだなと思ひまして。

これはやはり、不用品の回収業者との連携が必要かなと思ったんですけど、津市としても特定の業者さんと癒着するのもまた別の問題で叩かれますし、なかなか難しい問題かなと思いますけど、とりあえず、こんな理由が第1位というのがびっくりしました。

以上でございます。

はい。事務局から何かコメントはありますか。

家財道具処分については津市としまして、補助金を設けて運用はしているところなんですけれども、最近が高齢者住宅財団さんの方でそういった家財道具の処分についてご相談に乗りますというような案内を市の方にも情報共有いただきましたので、空き家情報バンクも含めて環境保全課や都市政策課、建築指導課に空き家のことでお困りになった方が窓口に来られた際は、そういった家財道具の支援をしていただいている団体さんもありますので、相談してみたいかがですかとご案内させていただいています。

そのほか、環境保全課から先ほど配付させていただいたパンフレットについても、中に一部広告が掲載されてて、載っている業者さんについては津市とは特に関わりはないですが、発行元のジチタイアドの方で選定して掲載されています。

これについても、家財道具の処分や解体などといった部分で少しでも津市の業者さんの情報も必要になってくるのかと思ひまして、津市としても支援ができることを検討しながら続けていますので、また何かこちらの方でも情報が入り次第、共有できるものは還元して、市民の方に少しでもお手伝いできればと思っております。

豊福委員長

横田委員

はい。他いかがでしょうか。

アンケートについて、今ご説明いただいたんですけども、この対象者4,484人はもう特定されているわけですね。この方々は空き家を持ってみえる方と理解しているんですが、そうであるならば、なぜ、この4,400人全員に、もっときちんと意向を確認しないのかなと。

調整して500人でアンケートを取っていただいていますけども、それこそ、これは、全員にアンケートをとるべきであって、その情報をもっとこちらがつかんでおくことが必要ではないかなと思うんですけども、500人絞ったのは、何か意味があったんですかね。

アンケートって普通はこのように絞るものとは承知していますが、4,000人くらいであれば、全員に送っても良かったんじゃないかなと思います。

事務局

はい。そういうご意見もあると思ひます。

一応その4,484件の空き家については、平成27年度の外観調査以降、津市にご相談いただいた空き家を随時登録し、解体されたときには削除しており、建築指導課の方で、少しでも危ないと思われる危険な空き家については、定期的にパトロールをさせていただいたり、各総合支所の地域振興課の方に

も、そういった空き家の相談があり次第、順次情報共有させていただいて、この空き家が現状どうなっているかっていうのを、相談ベースではありますが、把握をさせていただきながら運用を行っています。

横田委員

総合支所は、自分の地域の空き家について全部把握しているのでしょうか。美杉なら美杉地域、一志なら一志地域というように。

環境保全課
(前田委員)

空き家を全部を把握しているかという、全部は把握していないと思います。

この4,484件というのは、その地域、要は近隣とか自治会とか、そういったところから、苦情の連絡をいただいた空き家を登録しておりますので、管理されてる空き家についてはこの中には含まれていませんので。

横田委員

あの、管理されているとはいえさ、近隣に迷惑がかかっていたらいけませんよね。所有者本人も管理していますという思いでいるかもわかりませんが、さっきも山本委員が言われたように、周りの人が言いにくいだけで、迷惑と思われる場合もありますよね。

ということは、この空き家というものの総数を各支所で全部調べるか把握しないことには、この空家等対策は進められないのではないのでしょうか。

苦情があったところとか、抽出したところとか、そういった意見だけを集めただけでは、この空家等対策に関わる土台の数字がないことには、なかなか進めにくいように思います。

きちっと空き家の数を津市全域で把握して、まずそこから攻めないといけなかなと。そういうところからスタートしていかないことには、減っていかないですよ。それが増えてくるのは、また別の話ですが。減らすだけの話であれば、今の現状をきちっと把握しないことには難しいと思います。

津市には支所が10か所あるので、各支所で把握してもらったらいいいのは。自分のところの区域だけなら、見回っても数は知れているでしょうから、支所が自身の地域を全て把握し、津市が相対的に把握するべきだと思います。

それから、そこに対して、アンケートで実情把握して、その中ででてきたもので対策を考えていかないと、スタートしにくいかなとは思いますが。

それから、今もあったように、宛所の住所がないところもあるということは、把握しきれてないってことですよね。そこからまずしないことには、いけないと思いますけど。なかなか難しい問題ですけども、一番根幹の数字がわからないことにはダメなのかなと思いますけど。という意見です。

豊福委員長

はい。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

そうですね、結局、空家等対策として行政がどこまでやるかっていう話なんですけど、そもそも空き家って、それがちゃんとその後に賃貸に出されたり、販売されたりっていうふうに民間で流通していけば、それで本来はいい話でしたし、昔はそれで済んでいたわけです。それが、そうならなくなってきたってことが問題、つまり、空き家がどんどん放置されて、周辺に悪影響を及ぼすようになってくるというのが問題だっていうことで、それが特定空家等っていうことで問題になっているんですね。

ただ、やっぱり、日本は非常にこの所有者の権利が強いので、従来は行政がそこに立ち入ることすらできないっていうことで、その所有者の情報も掴めな

い。固定資産税の情報があっても、それを勝手に市が使ってはいけないという
いろんな制約があったのを、法律を作ることによって、そういう情報にも一応
アクセスができるようになっていったというわけです。

当然人口がこれだけ減っていけば、空き家はどんどん増えていくというのは
当たり前の話ではありますが、この情報を全て行政が掴むのかっていうと、そ
うではないだろうと私は思います。

しかし、やっぱり、特定空家予備軍になってくるようなものは行政機関が掴
んでいかなきゃいけないし、特定空家等になる前に、利活用を促進していくこ
とが必要だろうということで、この空き家対策をやっているのだと思います。

ちなみに、この4, 484件というのは、空き家の中でも、特定空家等予備
軍的な物件を計測しているのですか、それとももう少し前の段階のものを含ん
でいますか。

環境保全課
(前田委員)

特定空家等予備軍というよりも、もう少し前の段階で、近隣に迷惑がかかる
ような空き家、要は、雑草とか、樹木が越境しているとかって言うのがほとん
どですね。

豊福委員長

そういうものについてはできるだけ状況を把握していくっていうのは、横田
委員がおっしゃるとおりかなとは思いますが、ただ、なかなか所有者情報がつ
かめないものも当然出てきて、それを把握するのが一番大変なんですけれど
も。

それをできるだけ出来るようにしていくっていう形で法律も整備はされて
きていますが、なかなか所有者不明のものもでてきています。

ですから、相続登記の義務化みたいなこともされているという、そういう状
況かなと思います。

はい。他いかがでしょうか。

荒木委員いかがでしょうか。

荒木委員

なかなか難しいところだなと思ってお話を聞かせてもらって、委員長の言わ
れるように、空き家は個人の問題といえば個人の問題ですけども、社会情勢や
人口減少によってどんどん増えていって、利活用できればいいですけど、でき
なくなって平地にしたとて草の管理は結局していかないとはいけない。売却でき
るまでというところもそうでしょうし、そこまでじゃあどう管理するのって言
えば、堂々巡りというか、いろんなことが重なった上でのいろんな視点で見た
ときに、なかなか難しいところだなと思います。

あと、福祉の関係があるところで、先ほど言われてた入所された時点で協力
依頼をしてもどうかと意見もあったんですけども、入所先によってはちょっと
違ったりしますよね。

住宅型であったり、1人で家におるのが不安だから、ちょっと介護度の軽い
段階の時点でたくさんの方がいるところで生活することで安心感を得るって
いうところもあったりするので、そういうところにお話をしに行くのは有効な
手段ではあるのかなと思います。

ただ、その施設の種類によってはちょっと意味が違うのかなって。高尾委員
や橋本委員が言われたところはあるかなというふうには思いました。

あと、地域のたくさんの方に知っていただける方法っていうのを、また検討
していただくのも1つの方法でありかなと。そうすることによって、その人ら
から、本人に「あんた一人暮らしやから、ちょっと考えとき。」って言うのは

豊福委員長

地域の人がなかなか難しいところはあるかと思うんですけども、そういう関係性の中で言えるときがあったりとかするので、そういう情報を流していただくっていうのも1つの方法かなと思って勉強させていただいておりました。
ありがとうございます。

はい。ありがとうございます。

他いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

私の個人的な感想なんですけれども、空き家情報バンクの周知がまだまだだなっていうのがすごく感じました。

まだ5割近くが知らないんですよ。これだけやってる割には意外に知られてないっていうのは、もうちょっとアピールしてもいいのかなと。

前も少し言いましたけれども、56%が知らないんですけど、ただ、バンクに載せるとかなり成約率が高いというのを、これをもっとアピールすべきだと思います。

確か、1年から2年いかないうちに成約

されてるっていう話だったと思うんですけど、そういったことはもっとアピールしてもいいかなと思うし、1回載せてみたら意外に見つかるんですよということはですね、結構重要なポイントとして、アピールした方がいいんじゃないかなと思ってます。

はいすいません、ちょっと個人的な感想です。

はい。他いいでしょうか。

それでは、事項書の「5 次期津市空家等対策計画について」説明をお願いします。

事務局

はい。47ページをお願いします。

津市空家等対策計画についてのスケジュールでもお話しさせていただきましたが、今年度で現計画の期間が終了するため、次期空家等対策計画の策定を進めさせていただきます。

本委員会で出た意見等を参考にさせていただき、計画の骨子案を事務局の方で作成し、次回の委員会で発表させていただきたいと思います。

以上でございます。

豊福委員長

はい。進め方についてご説明いただきました。

何かご質問はございますでしょうか。

はい。次期計画を作るということで、少し開催頻度が高くなるかなということでもあります。

また、委員の皆様よろしく願いいたします。

はい。よろしいでしょうか。

では、特にご質問がないようですので、本日の議事は全て終了となります。

その他事項として何かありますでしょうか。

事務局

その他事項は特にございません。

豊福委員長

それでは、事務局にお返しいたします。

事務局

本日は長時間にわたり、ご意見等いただきまして誠にありがとうございます

ました。本日いただきました貴重なご意見等につきましては、次期計画検討の参考とさせていただきたいと思います。

以上を持ちまして終了となりますので、お気をつけてお帰りください。
ありがとうございました。